

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年4月7日
【会社名】	太洋物産株式会社
【英訳名】	TAIYO BUSSAN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 柏原 滋
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋小伝馬町12番9号 上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は下記に おいて行っております。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区初台一丁目46番3号 シモモトビル
【電話番号】	(03)5333-8080(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 総務部 ジェネラルマネージャー 宮内 敏雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 200,060,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	2,858,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない提出会社において標準となる株式であります。なお、単元株式数は1,000株となっております。

(注) 1. 平成23年4月7日開催の取締役会決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式のうち株主割当	-	-	-
募集株式のうちその他の者に対する割当	2,858,000株	200,060,000	100,030,000
募集株式のうち一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	2,858,000株	200,060,000	100,030,000

(注) 1. 第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額であります。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
70	35	1株	平成23年4月25日（月）	-	平成23年4月26日（火）

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 上記株式を割り当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅致します。

4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものと致します。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
太洋物産株式会社 総務部	東京都渋谷区初台一丁目46番3号 シモモビル

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 京橋支店	東京都中央区銀座一丁目7番3号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
200,060,000	15,900,000	184,160,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、資金調達に関するフィナンシャル・アドバイザー費用13,500,000円、登記費用700,000円、割当予定先等調査費用700,000円、及び弁護士費用1,000,000円であります。

## (2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額184,160,000円につきましては、当社食料部及び生活産業部における輸入取引のうち、畜肉品の仕入費用に係る運転資金に全額充当する予定です。具体的には、食料部における輸入畜肉品（ブラジル産鶏肉、オーストラリア・アメリカ産牛肉等）、及び生活産業部における輸入畜肉加工食品（タイ産鶏肉による加工食品）に係る仕入代金であります。また、それぞれの使途における内訳金額は未定であります。なお、支払予定時期につきましては平成23年4月から平成23年5月までを予定しております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

## 1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	大東港運株式会社	
	本店の所在地	東京都港区芝浦三丁目7番9号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第61期（自平成21年4月1日至平成22年3月31日） 平成22年6月30日 関東財務局長に提出 四半期報告書 第62期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日） 平成22年8月13日 関東財務局長に提出 第62期第2四半期（自平成22年7月1日至平成22年9月30日） 平成22年11月12日 関東財務局長に提出 第62期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日） 平成23年2月14日 関東財務局長に提出	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社は港湾荷役、通関業務の一部を委託しております。	

a. 割当予定先の概要	名称	山手冷蔵株式会社	
	本店の所在地	東京都品川区西五反田三丁目13番2号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 青山 信之	
	資本金	75百万円	
	事業の内容	冷蔵、冷凍、凍結及び解凍事業 畜産物、農産物及び水産物の製造、加工及び販売	
	主たる出資者及びその出資比率	市嶋商事株式会社 21.70% 佑和株式会社 18.62% 青山 信之 8.75% 双益有限会社 7.57% 日本水産株式会社 5.00%	
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
	人事関係	割当予定先の社員（1名）が当社に出向しております。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	当社が輸入した畜産物及び食肉加工品等の保管業務を委託しております。	

（注） 資本金、主たる出資者及びその出資比率の欄は、平成22年3月31日現在におけるものであります。

### c. 割当予定先の選定理由

#### イ 大東港運株式会社

大東港運株式会社は、昭和32年創業以来、輸出入関連の通関業務（税関申告・納税手続等）で幅広く実績を積み上げてこられた会社であります。当社におきましても、昭和40年代より、輸入商品全般の通関業務を取扱って頂いており、当社取扱の輸出入商品における物流の要として、当社の事業継続上必要不可欠な機能を有する会社となっております。当社常務取締役である加藤邦男は大東港運株式会社の代表取締役社長である曾根好貞氏と親交を深めさせて頂いておりました。平成22年12月頃より、当社におきまして、資本増強並びに上場維持を図る必要から第三者割当増資を行う必要が生じたことから、当社の事業継続に深くご協力頂いている大東港運株式会社に対しまして、加藤邦男より出資を依頼しましたところ、当社事業並びに経営方針に対して深い理解を頂戴し、出資への賛同を頂いた次第です。

#### ロ 山手冷蔵株式会社

山手冷蔵株式会社は大正11年創業以来、一貫して輸出入用の畜産物等の保管に係る冷蔵、冷凍事業におきまして実績を上げてこられた会社であります。当社におきましても、昭和60年代から当社が海外から仕入れた鶏肉・豚肉を中心とした輸入畜産品等の国内における一時的保管を取扱って頂いており、当社取扱の輸入畜産品における物流の要として、当社の事業継続上必要不可欠な機能を有する会社となっております。当社常務取締役である加藤邦男は山手冷蔵株式会社の代表取締役社長である青山信之氏と親交を深めさせて頂いておりました。平成22年12月頃より、当社におきまして、資本増強並びに上場維持を図る必要から第三者割当増資を行う必要が生じたことから、当社の事業継続に深くご協力頂いている山手冷蔵株式会社に対しまして、加藤邦男より出資を依頼しましたところ、当社事業並びに経営方針に対して深い理解を頂戴し、出資への賛同を頂いた次第です。

## d．割り当てようとする株式の数

- イ 大東港運株式会社 当社普通株式 1,429,000株
- ロ 山手冷蔵株式会社 当社普通株式 1,429,000株

## e．株券等の保有方針

当社は、割当予定先から、当社に対するご支援を頂く趣旨から、長期的に当社株式を保有することを口頭で確認しております。

当社は、割当予定先に対して、払込期日から2年以内に割当株式の全部、または一部を譲渡する場合には、譲渡を受ける者の氏名、名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面で報告すること、当社が当該報告内容を大阪証券取引所JASDAQ市場に報告すること並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確認書を払込期日までに締結する予定です。

## f．払込みに要する資金等の状況

## イ 大東港運株式会社

大東港運株式会社につきましては、第61期有価証券報告書（平成22年6月30日提出）及び第62期第3四半期報告書（平成23年2月14日提出）に記載の売上高、総資産額、現預金等の状況を確認した結果、本第三者割当増資の払込みに要する資金の状況として問題ないと判断しております。

## ロ 山手冷蔵株式会社

山手冷蔵株式会社につきましては、平成22年3月31日現在の貸借対照表記載の現金及び預金残高を確認し、また平成23年3月28日に預金通帳残高を確認した結果、本第三者割当増資の払込みに関して問題ないと判断しております。

## g．割当予定先の実態

## イ 大東港運株式会社

大東港運株式会社は大阪証券取引所JASDAQ市場に上場しており、当会社が大阪証券取引所JASDAQ市場へ提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」に記載している「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」を確認しております。従って、当社は、大東港運株式会社の役員、または主要株主（主な出資者）及び同社の子会社、または同社の子会社の役員が暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体等の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力等」といいます）と一切の関係がなく、社会的信用力は十分であると判断しております。

## ロ 山手冷蔵株式会社

山手冷蔵株式会社につきましては、同社、及び同社の役員または主要株主が反社会的勢力等でないこと、反社会的勢力等が割当予定先の経営に関与していないことについて同社に書面で確認を行っております。また、山手冷蔵株式会社、同社の役員、主要株主（主な出資者）、同社の子会社及び子会社の役員について反社会勢力と何らかの関係の有していないか、第三者調査機関である株式会社エス・ピー・ネットワークに調査を依頼しました。そして、同社の保有する公知情報データベースとの照合（企業・役員など）、登記情報分析等の検索などの方法による調査を行った結果、現時点において、当該割当予定先企業等が反社会的勢力と直接の繋がりが窺われない旨の報告書を受領いたしました。

これらにより、当社は、山手冷蔵株式会社につきまして、同社及び同社の役員または主要株主等が反社会的勢力等と一切の関係がなく、社会的信用力は十分であると判断しております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本第三者割当増資による普通株式の発行価格につきましては、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日（平成23年4月6日）から遡る直近3ヶ月間の大阪証券取引所JASDAQ市場が公表した当社株式の終値の平均株価である1株70円と致しました。

取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヶ月間の発行価格とした理由につきましては以下の通りです。

当社は、後述の「6 大規模な第三者割当の必要性」に記述させていただきましたとおり、債務超過を完全には解消しないものの、取引金融機関より、平成23年9月期第3四半期早期での第三者割当増資による資本増強の実行を強く要請されており、また、既存株主の利害についての配慮も必要であることから、当社価値を適正に表す算定根拠について討議いたしました。その結果、6ヶ月平均を採用いたしますと、当社は平成23年9月期第1四半期決算発表を平成23年2月14日に行っており、平成23年2月14日より本第三者割当増資に関する取締役会決議日前日まで2ヶ月弱経過していることから、第1四半期決算発表前の長期間の株価が織り込まれることとなることから合理的でなく、一方で当社株式の流動性を考慮し、発行決議日前日の終値という一時的な株価を基準とするよりは、一定期間の平均株価という平準化された値を基準とする方が、算定根拠としては客観性が高く合理的であると考えられ、また、1ヶ月平均を採用した場合、自然災害による株価の急落した期間が含まれることから、より長期間である3ヶ月平均を参考とする方がより客観性が高く合理的であると取締役会で判断したことによります。

また、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前日の株価は1株56円（小数点以下切捨て プレミアム率25.00%）、取締役会決議日の直前日から遡る直近1ヶ月の当社株式の終値の平均株価は1株62円（小数点以下切捨て プレミアム率12.90%）、取締役会決議日の直前日から遡る直近6ヶ月の当社株式の終値の平均株価は1株67円（小数点以下切捨て プレミアム率4.48%）となります。

なお、本第三者割当増資による資本調達による発行価格につきましては、当社の監査役または経営者から一定の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する適法性の意見の入手を要することになります。そこで、当社は、当社社外監査役である丸山弘昭氏及び佐藤総合法律事務所の弁護士である佐藤明夫氏の2名から、本第三者割当増資の発行条件における有利発行の恐れの有無について照会しております。

その結果、本第三者割当増資の発行条件については、取締役会直前営業日から3ヶ月遡った期間の大阪証券取引所JASDAQ市場の当社普通株式の終値平均を発行価格とすることに対して、妥当な水準であり、当社による資金調達の目的を達成することと資金調達による財務体質改善のメリットを超えて既存株主の利益が害されているとはいえず、当社の置かれた状況に照らして有利発行に該当する恐れはないと判断されました。

以上の報告を受け、平成23年4月7日開催の取締役会で討議した結果、本第三者割当増資に係る発行価格につきましては、有利発行でないとして判断しております。

#### (2) 発行する株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により新規に発行する株式数2,858,000株に係る議決権の総数は、2,858個であります。本第三者割当増資前の当社株式の発行済株式総数8,388,197株に係る議決権の総数8,374個の34.13%に相当し、これによって1株当たり株式価値に希薄化が生じます。

当社は、平成22年9月期に債務超過に陥っており、平成23年9月期中に債務超過が解消されない場合、大阪証券取引所JASDAQ市場の上場が廃止され、上場継続のためには平成23年9月期中に債務超過を解消することが必須条件となっております。また、当社の現在の資金調達は、取引金融機関に依存しておりますが、本第三者割当増資は金融機関の当社に対する信用力回復に大きく寄与するものと判断されます。

本第三者割当増資により当社株式に希薄化が生じる結果となり、また、既存株主の皆様には議決権比率の低下が生じることになりますが、本第三者割当増資による経営基盤の安定化は、当社の将来的な企業価値の向上となり、結果として既存株主の皆様の利益向上につながるものと判断いたしております。

従って、当社は、本第三者割当増資による1株当たり株式価値の希薄化の影響は合理的な水準であり、発行価額につきましても合理的な水準であると考えております。

#### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数2,858,000株に係る議決権数は2,858個となり、当社の総議決権数8,374個（平成22年12月31日現在）に占める割合が34.13%と25%以上となることから、今回の第三者割当による新株式の発行は、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当増資に該当致します。

#### 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名または名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
太洋不動産株式会社	東京都目黒区南二丁目10番 4号	3,842	45.88	3,842	34.21
大東港運株式会社	東京都港区芝浦三丁目7番 9号	-	-	1,429	12.72
山手冷蔵株式会社	東京都品川区西五反田三丁 目13番2号	-	-	1,429	12.72
柏原 滋	東京都目黒区	938	11.19	938	8.35
あいおいニッセイ同和損 害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目 28番1号	604	7.21	604	5.38
株式会社損保ジャパン	東京都新宿区西新宿一丁目 26番1号	373	4.45	373	3.32
シティグループ・グロー バル・マーケット・イン ク		272	3.25	272	2.42
株式会社三菱東京UFJ 銀行	東京都千代田区丸の内二丁 目7番1号	182	2.17	182	1.62
株式会社商工組合中央金 庫	東京都中央区八重洲二丁目 10番17号	182	2.17	182	1.62
中央三井信託銀行株式会 社	東京都港区芝三丁目33番1 号	182	2.17	182	1.62
計	-	6,575	78.52	9,433	83.98

- (注) 1. 平成22年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。なお、割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式数に係る議決権数を平成22年12月31日現在の総議決権数8,374個に本第三者割当増資により増加する議決権数2,858個を加えた数で除して算出した割合であります。
2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点第3位を四捨五入しております。
3. 今回の割当予定先以外の株主（新株式発行前からの株主）の総議決権数に対する所有議決権数の割合については、平成22年12月31日より保有株式数に変更がないとの前提で計算したものであります。
4. 柏原滋の所有株数等は、平成23年3月28日付で生じた主要株主の異動につきまして、平成23年3月29日付で関東財務局長に提出いたしました臨時報告書に基づき表示しております。



## 6【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び大規模な第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

当社は、本第三者割当増資により調達する資金につきましては、事業継続のための運転資金を確保するとともに、債務超過の完全な解消とはならないものの、資本金及び資本準備金に充当することで債務超過の改善を図ることに使用することを予定しております。これは、当社の最近の資金繰りの状況として、商品仕入れに係る資金需要が高まっており、当社主力の海外の農畜産物（大豆等の穀物類、牛肉、鶏肉、豚肉等の畜肉類）におきまして、新興国の生活水準向上に起因する需要増、主要産地で生じている早魃・大雨などの異常気象による供給の不確定要素の拡大、投機資金の流入などで商品市況の上昇が顕著であることから、当社の収益力の維持及び向上のために、増加する運転資金の確保が必要となっていること、あわせて、平成23年9月期第3四半期早期での債務超過の改善策の実行を取引金融機関より強く要請されておりますことから、それを実現することで、取引金融機関よりの信用力の底上げを図り、今後の当社の企業価値及び株主価値を向上させるために、必要不可欠なものであると考えております。

このような大規模な第三者割当が必要となる具体的な理由は次のとおりであります。

平成20年9月のリーマン・ブラザーズの経営破綻による世界景気後退の影響で商品市況が下落し、当社は平成21年9月期に当期純損失35億8百万円を計上いたしました。更に、平成22年9月期においては、農産物の主力取引先であった大豆油糧株式会社が平成22年5月6日付で民事再生手続開始の申し立てを行ったことに伴う12億円の貸倒損失に加え、大豆市況の低迷で生じた商品収益性の低下により8億円の商品評価損を計上いたしました。この結果、当社は平成22年9月期末において2億79百万円の債務超過となり、大阪証券取引所JASDAQ市場の定める上場廃止基準に抵触しており、上場継続のためには平成23年9月までに債務超過を解消することが必須条件となっております。

また、当社は取引金融機関3行とタームローン契約（シンジケーション方式）及びコミットメントライン契約（シンジケーション方式）を締結しております。本契約には財務制限条項が付されておりますが、当社は平成22年9月期において財務制限条項に抵触しております。これに対して、取引金融機関3行には、期限の利益喪失に伴う一括弁済請求をする権利行使の猶予をご承諾頂いているところですが、あわせて、取引金融機関より、今後の融資条件、金額を考慮するうえで、平成23年9月期第3四半期早期での第三者割当増資の実行により、当第3四半期決算における債務超過の状況を改善させることを強く要請されております。

更に、当社の平成23年9月期における第1四半期決算においても、大豆油糧株式会社向けに輸入した商品の引渡しが期越えとなり在庫保管料が発生したこと等により2億18百万円の当期純損失を計上いたし、純資産は3億48百万円と債務超過が拡大しており、財務体質の健全化も急務となっております。

このような状況の中で、当社といたしましては、経営改善計画（平成22年11月22日公表）を策定し、収益基盤の安定化、及び財務体質の改善に全社を挙げて取り組んでおります。今般、経営改善計画の一環として、株主・取引先・金融機関をはじめとする関係者の皆様の信用回復を図るため、第三者割当による資本増強を行うことを検討いたしました。本第三者割当増資は、平成22年12月末時点の債務超過を完全に解消するものではありませんが、早期の財務改善を実現し、商社事業の根幹ともいえる金融機能、即ち資金調達力を大きく改善させる大きな一歩となり得ることとなります。近年、商品市況が軒並み上昇しており、以前にも増して資金調達力の重要性は高まっております。現状、当社の資金調達は金融機関に依存しており、本第三者割当増資により、取引金融機関の当社に対する信用が強化され、経営改善計画達成の蓋然性が高まるものと判断されます。以上の議論を経て、当社の現時点の財務状態で取引金融機関から十分な新規融資を確保することの困難性を鑑み、金融機関からの融資によらない方法での増加運転資金の確保が必要と判断いたし、また、資本増強策として、第三者割当増資以外の公募増資、株主割当増資などを検討いたしましたが、当社の業績及び当社の株式における流動性を考慮すると、当社の期待する資本調達の可能性は低いと考えざるを得ないことから、第三者割当増資が、確実に運転資金を確保し、資本調達できる最善の手段であると考えております。

本第三者割当増資にあたっては、発行株数が増加するため、1株当たり株式価値に希薄化が生じます。具体的には、本第三者割当増資による新株式の発行株式の総数2,858,000株に係る議決権数は2,858個となり、当社の総議決権数8,374個（平成22年12月31日現在）に占める割合が34.13%と25%以上となりますが、上述のように、当社は、本第三者割当増資による調達資金により、商品市況の上昇により生じる輸入畜肉品（ブラジル産鶏肉、オーストラリア・アメリカ産牛肉等）及び輸入畜肉加工食品（タイ産鶏肉による加工食品）の増加運転資金を確保することによって、平成23年9月期第3四半期早期での第三者割当増資の実行による債務超過の改善を求める取引金融機関の要請にも応えることとなり、信用力の底上げを図ることが出来るものであります。以上のことから、現時点で本第三者割当増資を行うことが、当社の既存株主の皆様の利益を損なうことなく、企業価値の向上に寄与するとともに、株式の価値を高めることにつながるものと判断いたしました。

本第三者割当増資の割当先として増資に応じて頂く大東港運株式会社、山手冷蔵株式会社は、当社の事業継続上必要不可欠な会社であります。大東港運株式会社、山手冷蔵株式会社は、本第三者割当増資を契機として、当社と一層深い関係を築くことで、当社事業の再建及び拡大、そして当社の企業価値の向上にご協力頂けるものと確信しております。

## (2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当増資による資本調達は、希薄化率が34.13%となり、25%以上となることから、経営者から一定の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。

そこで、当社社外監査役である丸山弘昭氏、及び、佐藤総合法律事務所の佐藤明夫弁護士の2名から、書面による意見を頂きました。なお、丸山弘昭氏、佐藤明夫氏、両氏と当社の間には、出資関係、人事関係、資金関係及び顧問契約を含めて過去一切取引した事実はなく、当社から完全に独立した第三者であります。両氏からは本第三者割当増資に関し、本第三者割当増資における株式発行の必要性、本第三者割当増資について他の発行形態との比較におけるその相当性について書面により回答をいただいております。

その結果、第三者割当増資における株式発行については、昨今の商品市況の上昇による経済情勢において、当社が債務超過に陥っている状況、平成23年9月までに債務超過を解消し財務基盤を健全化させることを喫緊の課題としていることを考慮し、その必要性があるものと判断されました。また、本第三者割当増資について他の発行形態との比較においては、自己資本の拡充に繋がらない社債や借入ではなく株式発行等の資本性の調達が不可欠な要素であること、発行予定額を確保できないリスク・風評リスクを抱える公募調達を選択することが困難であること、財務体質悪化による信用力が低下している当社にとって業務遂行上不可欠な機能を担う大東港運株式会社、山手冷蔵株式会社との間で関係強化を図ることが適当であることを考慮し、その相当性があるものと判断されました。

以上の報告を受け、平成23年4月7日開催の取締役会におきまして、今般の第三者割当増資について討議しました。その結果、株式価値の希薄化（34.13%）が生じるものの、確実な自己資本の拡充を行うことができる第三者割当増資を行うことは債務超過である当社にとって不可欠であること、割当先として選定した大東港運株式会社、山手冷蔵株式会社は、当社の業務継続上不可欠な機能を有する会社であり、関係を強化することは今後の当社の事業においても有益であり、既存株主の利益を損なうものではないとの判断に至り、取締役会において第三者割当増資を行うことを決議致しました。

## 7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年4月7日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について以下のとおり追加がありました。

なお、将来に関する事項は本有価証券届出書提出日（平成23年4月7日）現在において判断したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下に記載の事項を除き、本有価証券届出書（平成23年4月7日）現在においてもその判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 事業等のリスク

(1)～(13)略

#### (14) 新株式の発行における株式価値の希薄化について

今回の新株式発行により割り当てる2,858,000株は、発行済株式総数8,388,197株（平成22年12月31日現在）の34.13%にあたり、これにより当社株式の1株当りの株式価値及び持分割合が希薄化し、当社株価に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (15) 上場廃止リスクについて

当社は、大東港運株式会社、山手冷蔵株式会社に対する第三者割当増資により自己資本を改善させますが、平成23年9月期の第3四半期末においては、債務超過を完全には解消しない見込みです。当社は、事業収益強化等の自助努力による自己資本強化に向け最大限の経営努力を続けて参りますが、収益改善及び資産売却が想定通りに実現しなかった場合において、当社は平成23年9月までに債務超過を解消できず、上場廃止となるリスクがあります。

### 2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成23年4月7日）までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

#### (1) 平成22年12月27日 関東財務局長に提出

##### 提出理由

平成22年12月27日開催の当社第70回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

##### 報告内容

イ 株主総会が開催された年月日

平成22年12月27日

##### ロ 決議事項内容

議案 補欠取締役1名選任の件

齋藤信彦氏を補欠取締役に選任するものであります。

八 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに  
当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
議案 補欠取締役 1 名選任の件	6,282	68	-	（注）1	可決（98.92％）

（注）1．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

（2）平成23年 3 月29日 関東財務局長に提出

提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5 第 4 項並びに企業内容の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 4 号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

主要株主の異動

イ 当該異動に係る主要株主の氏名

主要株主となるもの 柏原滋

ロ 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

（イ）所有議決権の数

異動前 333個

異動後 938個

（ロ）総株主等の議決権に対する割合

異動前 3.97％

異動後 11.19％

八 当該異動の年月日

平成23年 3 月28日

二 その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額及び総株主等の議決権数は次の通りであります。

資本金の額 1,149百万円

発行済株式総数 8,388,197株

総株主等の議決権数 8,374個

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第70期)	自 平成21年10月1日 至 平成22年9月30日	平成22年12月27日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第71期第1四半期)	自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日	平成23年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示電子情報処理組織による手続きの特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成21年12月11日

大洋物産株式会社  
取締役会 御中

### 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 慎二 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 入江 秀雄 印

#### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている大洋物産株式会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大洋物産株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 追記情報

重要な会計方針に記載されているとおり、会社は当事業年度より棚卸資産の評価に関する会計基準を適用している。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、大洋物産株式会社の平成21年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、大洋物産株式会社が平成21年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 2月12日

太洋物産株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 慎二 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 入江 秀雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている太洋物産株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第70期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、太洋物産株式会社の平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年12月27日

太洋物産株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員          公認会計士 布施木 孝叔 印

指定有限責任社員  
業務執行社員          公認会計士 入江 秀雄 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている太洋物産株式会社の平成21年10月1日から平成22年9月30日までの第70期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、太洋物産株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 追記情報

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は2期連続の売上高の減少及び主要取引先の倒産により当期純損失を計上し、当事業年度末における279百万円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、取引金融機関と締結しているコミットメントライン契約及びタームローン契約上の財務制限条項に抵触したが、平成22年11月17日に取引金融機関が期限の利益喪失に伴う一括弁済請求をする権利を放棄する意思を確認した。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、太洋物産株式会社の平成22年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、太洋物産株式会社が平成22年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が保管しております。  
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

太洋物産株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 布施木 孝叔 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 入江 秀雄 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている太洋物産株式会社の平成22年10月1日から平成23年9月30日までの第71期事業年度の第1四半期会計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)及び第1四半期累計期間(平成22年10月1日から平成22年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、太洋物産株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 追記情報

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、前事業年度末に2期連続の売上高の減少及び当期純損失を計上したことから、前事業年度末に純資産が279百万円の債務超過であり、当第1四半期会計期間末においても、四半期純損失218百万円を計上したことから348百万円の債務超過の状況にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。